

平成27年3月24日

財政援助団体等監査結果報告
〔神戸市立図書館指定管理者〕

神戸市監査委員	谷	口	時	寛
同	荻	阪	伸	秀
同	梅	田	幸	広
同	川	原	田	弘子

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した平成26年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

神戸市立図書館指定管理者（以下「指定管理者」という。）における神戸市（以下「本市」という。）からの公の施設の指定管理に係る出納及びその他の事務で、主として平成25年度執行の事務

2 監査の期間

平成26年8月26日～平成27年3月24日

3 監査の方法

監査は、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 事業の概要

(1) 神戸市立図書館（以下「市立図書館」という。）

図書，記録その他必要な資料を収集し，整理し，保存して，一般公衆の利用に供し，その教養，調査研究，レクリエーション等に資することを目的とする施設として，図書館 10 館及び北神分館が設置されている。

このうち中央図書館を除く各館に指定管理者制度が導入されており，施設の概要は第 1 表のとおりである。

第 1 表 施設の概要

館 名	所 在 地	施 設 の 特 徴	開館時間	専有面積	開設年月
東灘	東灘区住吉東町2-3-40	親子読書コーナー， おはなしの部屋， 2F閲覧コーナー， 公衆無線LAN，2F多目的室， ヤングアダルトコーナー	火曜～土曜 10:00～20:00 日・祝・休日 10:00～18:00	1,485㎡	昭和49年2月 (平成25年9月 移転)
灘	灘区永手町4-2-1 フォレスト六甲2階	視聴覚コーナー， 多目的室(おはなし会，映画会)， ヤングアダルトコーナー		1,120㎡	平成元年4月
三宮	中央区雲井通5-1-2 勤労会館1階	ビジネス支援コーナー， IT関連図書コーナー， ヤングアダルトコーナー， 絵本コーナー，公衆無線LAN	火曜～土曜 10:00～21:00 日・祝・休日 10:00～18:00	606㎡	昭和55年4月
兵庫	兵庫区駅南通5-1-1 チャンネルタウンイースト2階	戦災記念資料室， 健康・福祉コーナー， ヤングアダルトコーナー	火曜～土曜 10:00～20:00 日・祝・休日 10:00～18:00	1,122㎡	平成8年5月
北	北区鈴蘭台西町1-22-1 北区民センター2・3階	多目的室(おはなし会，読書会)， 学習室， ヤングアダルトコーナー	火曜～土曜 10:00～20:00 日・祝・休日 9:00～17:00	835㎡	昭和49年12月
北神分館	北区藤原台中町1-2-1 北神中央ビル5階	カーペットコーナー， 学習席， ヤングアダルトコーナー	火曜～土曜 10:00～20:00 日・祝・休日 10:00～18:00	931㎡	平成7年12月
新長田	長田区細田町7-1-27 市営細田住宅2階	アジアコーナー， 多目的室(おはなし会，対面朗読， 映画会)， ヤングアダルトコーナー		995㎡	平成7年12月
須磨	須磨区中島町1-2-3 須磨区民センター1階	カーペットコーナー， ヤングアダルトコーナー	火曜～土曜 10:00～20:00 日・祝・休日 9:00～17:00	647㎡	昭和56年9月
垂水	垂水区日向1-5-1 レバンテ垂水2番館1階	ヤングアダルトコーナー， 赤ちゃん絵本コーナー	火曜～土曜 10:00～20:00 日・祝・休日 10:00～18:00	686㎡	平成3年11月
西	西区糺台5-6-1 西区民センター1階	ヤングアダルトコーナー， 農業関連図書コーナー	火曜～土曜 10:00～20:00 日・祝・休日 9:00～17:00	703㎡	平成元年4月

休館日は全館，毎週月曜日（祝・休日は開館し振替休館。），年末年始（12/29～1/3），蔵書点検期間（7日以内）等

(2) 指定管理者及び選定理由

各館の指定管理者及び主な選定理由は、第2表のとおりである。

第2表 指定管理者及び主な選定理由

館名	指定管理者及び代表者	その他の構成員	主な選定理由
東灘	共同事業体 長谷工・神戸新聞・TRCグループ 代表者 (株)長谷工コミュニティ	(株)神戸新聞地域創造， (株)図書館流通センター	図書館の施設運営や業務内容に関する項目について、経験やノウハウを踏まえた提案がなされており、現東灘図書館の運営と新館への移転業務、そして新館運営という多様な業務内容に対しても、確実な遂行が期待できる。
灘	共同事業体 神戸新聞・TRCグループ	(株)神戸新聞社， (株)神戸新聞地域創造	図書館業務に対し深い理解を有しており、施設の管理運営やサービス内容に関する項目全般について、実績やノウハウを踏まえた提案がなされている。
三宮	代表者 (株)図書館流通センター		図書館の運営やサービス内容に関する項目について、経験を踏まえた創意工夫のある提案がなされている。
兵庫	共同事業体 大新東グループ	シダックス大新東ヒューマンサービス(株)	組織体制や人員配置に関する提案に工夫があり、安定的なサービスの供給が期待できる。
北及び北神分館	代表者 大新東(株)		組織体制や人員配置に関する提案に工夫があり、安定的なサービスの供給が期待できる。
新長田	共同事業体 神戸新聞・TRCグループ 代表者 (株)図書館流通センター	(株)神戸新聞地域創造	図書館の施設運営や業務内容に関する項目について、経験やノウハウを踏まえた提案がなされており、学校や地域との連携策も具体的できめ細かい内容となっている。
須磨		(株)神戸新聞社， (株)神戸新聞地域創造	図書館の運営やサービス内容に関する項目について、経験を踏まえた創意工夫のある提案がなされている。
垂水			図書館業務に対し深い理解を有しており、施設の管理運営やサービス内容に関する項目全般について、実績やノウハウを踏まえた提案がなされている。
西			図書館業務に対し深い理解を有しており、施設の管理運営やサービス内容に関する項目全般について、実績やノウハウを踏まえた提案がなされている。

(3) 指定期間

三宮，須磨図書館・・・平成22年4月1日～平成26年3月31日

(第2期：平成26年4月1日～平成30年3月31日)

灘，垂水，西図書館・・・平成24年4月1日～平成28年3月31日

東灘，兵庫，北及び北神分館，新長田図書館・・・平成25年4月1日～平成29年3月31日

(4) 指定管理業務

指定管理者が行う主な業務は、施設の管理運営に関する業務、施設及び設備の維持管理に関する業務、読書奨励に関する業務、ボランティア活動支援に関する業務等であり、主な業務量の比較は第3表のとおりである。

第 3 表 業 務 量 の 比 較

項 目	平成25年度	平成24年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
登 録 者 数	337,252人	347,804人	10,552人	3.0%
東 灘	41,405人	34,040人	7,365人	21.6%
灘	53,429人	56,775人	3,346人	5.9%
三 宮	43,785人	44,789人	1,004人	2.2%
兵 庫	22,954人	24,293人	1,339人	5.5%
北	19,739人	21,468人	1,729人	8.1%
北 神	24,123人	25,419人	1,296人	5.1%
新 長 田	17,820人	18,875人	1,055人	5.6%
須 磨	19,056人	20,194人	1,138人	5.6%
垂 水	48,632人	51,870人	3,238人	6.2%
西	46,309人	50,081人	3,772人	7.5%
入 館 者 数	3,769,821人	3,732,967人	36,854人	1.0%
東 灘	532,400人	427,534人	104,866人	24.5%
灘	455,064人	481,748人	26,684人	5.5%
三 宮	596,762人	579,351人	17,411人	3.0%
兵 庫	258,530人	256,510人	2,020人	0.8%
北	243,000人	249,299人	6,299人	2.5%
北 神	234,754人	238,364人	3,610人	1.5%
新 長 田	214,930人	223,104人	8,174人	3.7%
須 磨	199,899人	203,771人	3,872人	1.9%
垂 水	529,455人	546,165人	16,710人	3.1%
西	505,027人	527,121人	22,094人	4.2%
貸 出 人 数	1,809,646人	1,804,884人	4,762人	0.3%
東 灘	264,498人	213,755人	50,743人	23.7%
灘	246,913人	263,485人	16,572人	6.3%
三 宮	235,410人	233,494人	1,916人	0.8%
兵 庫	129,265人	128,255人	1,010人	0.8%
北	105,652人	108,386人	2,734人	2.5%
北 神	117,377人	119,182人	1,805人	1.5%
新 長 田	101,947人	102,694人	747人	0.7%
須 磨	101,729人	106,503人	4,774人	4.5%
垂 水	238,983人	248,390人	9,407人	3.8%
西	267,872人	280,740人	12,868人	4.6%
蔵 書 冊 数	972,067冊	963,128冊	8,939冊	0.9%
東 灘	112,794冊	103,156冊	9,638冊	9.3%
灘	103,464冊	102,707冊	757冊	0.7%
三 宮	77,695冊	79,060冊	1,365冊	1.7%
兵 庫	103,466冊	103,280冊	186冊	0.2%
北	85,341冊	85,330冊	11冊	0.0%
北 神	99,336冊	96,775冊	2,561冊	2.6%
新 長 田	104,886冊	106,335冊	1,449冊	1.4%
須 磨	87,634冊	86,679冊	955冊	1.1%
垂 水	93,635冊	94,882冊	1,247冊	1.3%
西	103,816冊	104,924冊	1,108冊	1.1%

項 目	平成25年度	平成24年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
貸 出 冊 数	5,744,397冊	5,753,873冊	9,476冊	0.2%
東 灘	815,411冊	644,570冊	170,841冊	26.5%
灘	775,996冊	845,603冊	69,607冊	8.2%
三 宮	605,453冊	603,990冊	1,463冊	0.2%
兵 庫	384,519冊	379,320冊	5,199冊	1.4%
北	379,734冊	392,200冊	12,466冊	3.2%
北 神	431,714冊	440,425冊	8,711冊	2.0%
新 長 田	337,972冊	342,697冊	4,725冊	1.4%
須 磨	376,153冊	395,840冊	19,687冊	5.0%
垂 水	745,929冊	775,534冊	29,605冊	3.8%
西	891,516冊	933,694冊	42,178冊	4.5%

(5) 指定管理料

指定管理業務に係る各館の指定管理料は第4表のとおりである。

第 4 表 指 定 管 理 料 の 比 較

(単位 金額：千円，比率：％)

		平成25年度		平成24年度		対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
		金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
東灘	指 定 管 理 料	52,708	100.0	-	-	52,708	皆増
	(うち修繕費)	(441)	(0.8)	(-)	(-)	(441)	皆増
灘	指 定 管 理 料	47,788	100.0	47,787	100.0	1	0.0
	(うち修繕費)	(300)	(0.6)	(299)	(0.6)	(1)	(0.4)
三宮	指 定 管 理 料	52,672	100.0	52,677	100.0	5	0.0
	(うち修繕費)	(172)	(0.3)	(177)	(0.3)	(5)	(2.9)
兵庫	指 定 管 理 料	46,808	100.0	46,800	100.0	8	0.0
	(うち修繕費)	(300)	(0.6)	(300)	(0.6)	(0)	(0.0)
北及び 北神分館	指 定 管 理 料	73,496	100.0	73,637	100.0	141	0.2
	(うち修繕費)	(296)	(0.4)	(437)	(0.6)	(141)	(32.3)
新長田	指 定 管 理 料	36,685	100.0	37,042	100.0	357	1.0
	(うち修繕費)	(300)	(0.8)	(292)	(0.8)	(8)	(2.9)
須磨	指 定 管 理 料	41,602	100.0	41,771	100.0	168	0.4
	(うち修繕費)	(102)	(0.2)	(271)	(0.6)	(168)	(62.2)
垂水	指 定 管 理 料	41,620	100.0	41,657	100.0	37	0.1
	(うち修繕費)	(299)	(0.7)	(276)	(0.7)	(23)	(8.4)
西	指 定 管 理 料	48,772	100.0	48,782	100.0	10	0.0
	(うち修繕費)	(289)	(0.6)	(299)	(0.6)	(10)	(3.3)

東灘図書館の指定管理者制度導入は平成25年度。

備考：修繕費は施設の補修・小修繕等に係るものであり，年度終了後精算している。

(6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や弁護士、公認会計士等の専門家等で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は本市のホームページで公表されている。

総合評価は5段階評価（AAA，AA，A，B，C）であり、提案内容をやや上回った場合は「AA」、ほぼ提案内容どおりの管理運営がなされている場合は「A」となる。今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する平成25年度の総合評価は、三宮、兵庫、北及び北神分館、新長田、須磨、垂水図書館が「AA」、東灘、灘、西図書館が「A」となっている。

各施設の管理運営に対する主な所見等は、以下のとおりである。

- ・東灘図書館について、管理運営は概ね適正である。移転前に比べて大幅な利用増加となり、状況に応じて適切な対応に努めたが、提案事項については未実施項目が残っており、達成に向けてさらに一層の取組を期待する。
- ・灘、西図書館について、管理運営は概ね適正である。提案項目については未実施項目の実施に向けた取組が必要である。
- ・三宮、兵庫、北及び北神分館、新長田、須磨、垂水の各館については、順調な管理運営をされている。

5 監査の結果

市立図書館の指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例・指定管理者協定書等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があった。

本市所管局においては今後適正な事務処理に努められるとともに、指定管理者が今後適正な事務処理を行うよう指導されたい。

また、平成25年9月に移転した東灘図書館を除き、近年市立図書館の利用が減少傾向にある。市民が利用しやすい図書館として、今後も利用促進に努められたい。

(1) 指摘事項

備品管理簿について

指定管理者協定書添付の要求水準書では、指定管理者が指定管理料により備品を購入するときは、購入後の備品は本市の所有とし、指定管理者は引き継いだ備品及び指定管理期間中に指定管理料により購入した備品の管理等については、本市が定める備品管理簿を備えて備品を整理すること、とされている。

ア 備品管理簿を配付すべきもの

市立図書館の物品管理者等は中央図書館に置かれており、各図書館の備品について一括して管理簿を作成している。しかし、指定管理者には備品管理簿を配付していない。

指定管理者が管理する備品を明確にするためにも、指定管理者に備品管理簿を配付すべきである。

イ 備品管理簿に記載すべきもの

本市物品会計規則では、物品管理者は物品の受領の都度物品管理員をして物品管理簿に記載させなければならないとされているが、平成 25 年度中に指定管理者が指定管理料にて購入した備品等について、指定管理者から報告を受けているが備品管理簿に記載していない事例があった。

速やかに備品管理簿に記載すべきである。

(事例)

東灘	トランシーバー4台
	ブクトラック4台
西	閲覧用椅子
	作業用チェアー

行政財産の目的外使用許可を行うべきもの

東灘図書館では、ポプラディアネット（こどものためのインターネット百科事典）を導入しており、プリントアウトを行うコピー機を指定管理者が独自に設置しているが、行政財産の目的外使用許可は行っており、設置にかかる使用料の徴収も行っていない。

行政財産の目的外使用許可を行うなど適正な事務処理を行うべきである。

(2) 意見

共同事業体協定書について

ア 共同事業体協定書における構成員の責任の割合について

公の施設の指定管理者制度運用指針運用マニュアルによると、指定管理者が共同事業体形式をとる場合、共同事業体内部での責任を明確に規定する必要があるため、指定管理者から提出させる共同事業体協定書には、構成員の役割分担及び責任分担等を明記することとされている。

東灘、兵庫、北・北神分館、新長田の各図書館の指定管理者からそれぞれ提出された共同事業体協定書では、構成員の職務分担について、別記の職務分担表に基づき職務を分担すると記載されているが、職務分担表がなかった。また、決算で生じた利益金や欠損金に係る各構成員の配当及び負担の割合については、共同事業体協定書に規定する責任の割合による、としているが、共同事業体協定書においては、構成員は事業体に連帯して責任を負うと記載

されているだけであった。

共同事業体内部の責任を明確にするために、本市所管局は、職務分担表の提出や共同事業体協定書への欠損金等の構成員間における負担割合の明記を求められたい。

イ 別口預金口座について

共同事業体協定書では、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとするとしているが、兵庫、北・北神分館図書館の指定管理者においては別口預金口座ではなく、代表者の会社の通常の口座で取引しているとのことであった。

別口預金口座により適切に管理させるべきである。

凡 例

- 1 文中で用いる金額は、原則として千円の位以下を省略し、万円単位で表示している。
- 2 各表中の金額は、原則として百円の位を四捨五入し、千円単位で表示している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」 ----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
 - 対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」 ----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」 ----- 増加率が1,000%以上のもの。
- 5 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」および「地方消費税」をいう。